

公立丹南病院組合職員の職名に関する規則

〔平成11年6月21日〕
規則第2号

改正 平成14年 3月28日 規則第2号
平成16年11月29日 規則第3号
平成18年 3月29日 規則第3号
平成19年 4月 1日 規則第2号
平成30年 3月27日 規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、公立丹南病院組合職員（以下「職員」という。）のうち管理者が任免する職員の職の名称について定めることを目的とする。

(補職名)

第2条 職員の補職名は、別表に掲げるとおりとする。

(役職名)

第3条 職員の組織上の職の名称（以下「役職名」という。）は、公立丹南病院組合事務局庶務規則（平成11年公立丹南病院組合規則第1号）第2条に定める役職名のとおりとする。

(職名等の付与)

第4条 職員には、職名および補職名を付与するものとする。

2 職員は、通常補職名を用いるものとする。

(役付職員)

第5条 前条第2項の規定にかかわらず、組織上の職に充てられた職員は、当該役職名を用いることができる。

附 則（平成11年規則第2号）

この規則は、平成11年6月21日から施行する。

附 則（平成14年規則第2号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第3号）

この規則は、平成16年11月29日から施行する。

附 則（平成18年規則第3号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第3号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表

| 職名 | 補 職 名 | 役 職 名 |
|----|---------------|--------|
| 職 | 部長または次長もしくは課長 | 事務局長 |
| | 次長もしくは課長または参事 | 事務局次長 |
| | 課長補佐 | 事務局長補佐 |
| 員 | 主任 | 主任 |
| | 主査 | 主査 |
| | 主事 | 主事 |
| | 技師 | 技師 |